

令和元年第3回尾鷲市議会定例会会議録

令和元年9月26日（木曜日）

○議事日程（第5号）

令和元年9月26日（木）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第69号 令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について
- 日程第 3 議案第70号 工事請負契約について（尾鷲市役所本庁舎耐震改修工事設計業務及び耐震改修工事）
（提案説明、質疑、委員会付託）
- 日程第 4 議案第44号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第45号 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第46号 尾鷲市空家等及び空地の適正管理に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第47号 尾鷲市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第48号 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第49号 尾鷲市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第10 議案第50号 尾鷲市立幼稚園条例の一部改正について
- 日程第11 議案第51号 尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第52号 尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第53号 尾鷲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第54号 尾鷲市漁港管理条例の一部改正について
- 日程第15 議案第55号 尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について

- 日程第 1 6 議案第 5 6 号 令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 1 7 議案第 5 7 号 令和元年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の議決について
- 日程第 1 8 議案第 5 8 号 令和元年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の議決について
- 日程第 1 9 議案第 5 9 号 令和元年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 1 号）の議決について
- 日程第 2 0 議案第 6 0 号 令和元年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 1 号）の議決について
- 日程第 2 1 議案第 6 1 号 平成 3 0 年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 2 議案第 6 2 号 平成 3 0 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 3 議案第 6 3 号 平成 3 0 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 4 議案第 6 4 号 平成 3 0 年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 5 議案第 6 5 号 平成 3 0 年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について
- 日程第 2 6 議案第 6 6 号 平成 3 0 年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第 2 7 議案第 6 9 号 令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第 4 号）の議決について
- 日程第 2 8 議案第 7 0 号 工事請負契約について（尾鷲市役所本庁舎耐震改修工事設計業務及び耐震改修工事）
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 2 9 陳情第 1 号 尾鷲幼稚園における 3 年保育の実施についての継続審査申し出について
- 日程第 3 0 発議第 6 号 水産業の体質強化を求める意見書について
（提案説明、質疑、討論、採決）

○出席議員（13名）

1 番 三 鬼 孝 之 議員	2 番 内 山 將 文 議員
3 番 奥 田 尚 佳 議員	4 番 楠 裕 次 議員
5 番 上 岡 雄 児 議員	6 番 三 鬼 和 昭 議員
7 番 村 田 幸 隆 議員	8 番 仲 明 議員
9 番 小 川 公 明 議員	10 番 南 靖 久 議員
11 番 高 村 泰 徳 議員	12 番 野 田 拓 雄 議員
13 番 濱 中 佳 芳 子 議員	

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	加 藤 千 速 君
副 市 長	藤 吉 利 彦 君
会計管理者兼会計課長	平 山 始 君
政策調整課長	三 鬼 望 君
政策調整課調整監	芝 山 有 朋 君
総 務 課 長	下 村 新 吾 君
財 政 課 長	岩 本 功 君
防災危機管理課長	神 保 崇 君
税 務 課 長	吉 沢 道 夫 君
市民サービス課長	宇 利 崇 君
福祉保健課長	内 山 洋 輔 君
環 境 課 長	竹 平 専 作 君
商工観光課長	大 和 勝 浩 君
水産農林課長	内 山 真 杉 君
建設課長	高 柳 伸 浩 君
水道部長	尾 上 廣 宣 君
尾鷲総合病院事務長	河 合 良 之 君
尾鷲総合病院総務課長	佐 野 憲 司 君
教 育 長	二 村 直 司 君
教育委員会教育総務課長	山 口 修 史 君

教育委員会生涯学習課長	野	地	敬	史	君
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監	大	川		太	君
監 査 委 員	福	本	和	行	君
監 査 委 員 事 務 局 長	仲		浩	紀	君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長	高	芝		豊	
事務局次長兼議事・調査係長	北	村	英	之	
議 事 ・ 調 査 係 書 記	相	賀	智	惠	

[開議 午前10時00分]

議長（濱中佳芳子議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第5号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、1番、三鬼孝之議員、2番、内山将文議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第69号「令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」及び日程第3、議案第70号「工事請負契約について（尾鷲市役所本庁舎耐震改修工事設計業務及び耐震改修工事）」の計2議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました2議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長（加藤千速君）登壇]

市長（加藤千速君） それでは、今回追加議案として提案しております2議案について、説明いたします。

お手元に配付の令和元年第3回尾鷲市議会定例会議案（追加分）の1ページをごらんください。

議案第69号「尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」につきましては、お手元に配付の令和元年度尾鷲市一般会計補正予算書（第4号）及び予算説明書により説明いたします。

1ページをごらんください。

今回の補正予算計上額は、補正前の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20万円を減額し、これにより、予算総額を101億6,317万7,000円とするものであります。

歳入について説明いたします。

10 ページ、11 ページをごらんください。

21 款市債、1 項市債、1 目総務債 20 万円の減額は、本庁舎耐震改修事業債の事業費確定に伴う借入額の減額であります。

次に、歳出について説明いたします。

12 ページ、13 ページをごらんください。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は 20 万円の減額であります。

これは、本年 8 月 30 日にプロポーザルを実施いたしました本庁舎耐震改修工事設計業務及び耐震改修工事の事業費確定によるものであります。

5 ページにお戻りください。

債務負担行為補正について説明いたします。

1 件の変更で、これは、本庁舎耐震改修工事設計業務及び耐震改修工事につきまして、来年度における事業費がプロポーザルにより額確定の結果、限度額が下がったことによるものであります。

次に、地方債補正について説明いたします。

耐震改修事業につきましては、同様に、プロポーザルによる事業費の確定に伴い、限度額を変更するものであります。

続きまして、議案書の 2 ページをごらんください。

議案第 70 号「工事請負契約について（尾鷲市役所本庁舎耐震改修工事設計業務及び耐震改修工事）」について説明いたします。

本年 8 月 30 日に、尾鷲市役所本庁舎耐震改修事業プロポーザル選定委員会にて、請負候補者を決定したところですが、今回、本契約を締結するに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第 69 号と議案 70 号の 2 議案の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱中佳芳子議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

7 番、村田議員。

7 番（村田幸隆議員） ただいま説明のありました議案第70号なのですが、これ、請負金額が5億9,950万ですか、限度額6億に対して50万の減ということでありましたけれども、私は、この庁舎もしくは建物の耐震ということについては知識が余りございませんので、今回、市が公募をしたときに、さまざまな設計業者からいろいろな説明を受けてきたんですね。一つは名古屋の設計事務所、それから、一つは松阪の設計事務所から、説明を受けた。

限度額6億円で5億9,950万、50万の減ということはどういうことなんだということ、当初はふざけた額だなと判断をしておりましたけれども、説明を聞いてみますと、よくこの6億円の限度額の中でとってもらえましたよね。こういう声があったんですね。その業者も、参加をするためにいろいろ検討しました。しかし、尾鷲市のこの非常に厳しい設計施工、そして管理、これも込みで、なおかつ居ながら工法ということで、大変厳しい条件であったということを知りました。通常なら来るところはないであろうと。その方の話を信ずるわけではないんですけれども、これは、よほど市長さんが、あれですね、竹中工務店さんをお願いをしたんかもしれないねという言葉があったんですね。もしそうであるならば、私は市長に、その市長の行動力について敬意を表したいと思っておりますけれども、そういうふうにして、5億9,950万で請負ということになって、きょう、採否をとるわけでありましてけれども。

この中には、オプションということで、さまざまな形でエレベーター等々書かれておりましたけれども、オプションは別にしてですね、私はこの5億9,950万の中で、先般も質疑をしたんですけれども、電気配線あるいは給排水の整備はきちっとやられていくのかということを知りましたが、総務課長の説明によると、それらは庁舎内は全部やっていくということでありましてけれども。

そこで、市長にお願いというか、市長のお気持ちをお聞きしたいんですけれども、せっかく好意で、好意というか、竹中工務店がせっかく来てくれたんですから、無理を言って、相当無理をされたと思うんですけれども、無理ついでと云っては何でありますけれども、この際、オプションに入っておりました市役所の庁舎の外観、これをびしっとやってもらうというのではなく、見ばのよいその外観にさせていただけるようなお願いを、市長はさらにしていただくつもりはあるんでしょうか、ないんでしょうか。

議長（瀨中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） 以前に勤めていた会社とは、竹中工務店とは非常にシェイクホ

ルダーといいますかね、非常に関係が厚かったということで、今現状で、トップマネジメントの一員として、何人か知り合いはいるわけなんですけれども。

ただ、今回、こういう形で契約を終えることができるのであれば、きちんとした礼儀は尽くして、向こうのトップマネジメントの一員の方には御挨拶はさせていただきたいと。

今回、まだこれは議案は通っておりませんで、そうなった場合には、私としては御挨拶をさせていただいて、昔のよしみというのは、一応知り合いなどが、ボードのメンバーに今入っているのが、まだ仲間として4人ほど、5人か、5人ほどおりますので、親しく、そうなった場合に、議案が議決された場合に、そうなった場合に、お礼の御挨拶、今後とも御協力をお願いしたいという挨拶はまずやらせていただきたいと思います。今の気持ちとしては、そういう形で進めていきたいと、このように考えております。

議長（濱中佳芳子議員） 7番、村田議員。

7番（村田幸隆議員） 今の現状では、市長の答弁はそうならざるを得ないかなと思って聞いておったんですけれども、御挨拶に何うということは、やはりその中には、ただいま私が申し上げたことも含めて御挨拶ということで、理解をしてよろしいんですか。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） 議員の判断にお任せしたいと思えますんですけれども、答えは非常に難しいと思うんです。

ただ、そういう心づもりも多少はあるのかなと、これが本音です。

（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております2議案は、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の行政常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 御異議なしと認めます。よって、議題の2議案は、それぞ

れ所管の行政常任委員会に付託することに決しました。

ここで暫時休憩し、ただいま付託されました議案を審査していただくため、第二、第三委員会室において行政常任委員会を開催していただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

[休憩 午前10時12分]

[再開 午前10時50分]

議長（濱中佳芳子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第4、議案第44号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」から、日程第28、議案第70号「工事請負契約について（尾鷲市役所本庁舎耐震改修工事設計業務及び耐震改修工事）」までの計25議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました25議案につきましては、所管の行政常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

行政常任委員会、三鬼孝之委員長。

[1番（三鬼孝之議員）登壇]

1番（三鬼孝之議員） 私ども行政常任委員会へ付託されました、議案第44号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、議案第45号「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、議案第46号「尾鷲市空家等及び空地の適正管理に関する条例の制定について」、議案第47号「尾鷲市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について」、議案第48号「教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について」、議案第49号「尾鷲市手数料徴収条例の一部改正について」、議案第50号「尾鷲市立幼稚園条例の一部改正について」、議案第51号「尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、議案第52号「尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、議案第53号「尾鷲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」、議案第54号「尾鷲市漁港管理条例の一部改正について」、議案第55号「尾鷲市水道事業給水条例の

一部改正について」、議案第56号「令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第57号「令和元年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」、議案第58号「令和元年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」、議案第59号「令和元年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について」、議案第60号「令和元年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」、議案第61号「平成30年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第62号「平成30年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第63号「平成30年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第64号「平成30年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第65号「平成30年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」、議案第66号「平成30年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」、議案第69号「令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」、議案第70号「工事請負契約について（尾鷲市役所本庁舎耐震改修工事設計業務及び耐震改修工事）」、以上25件につきまして、委員会における審査の経過並びにその結果について御報告いたします。

去る9月12日から24日及び本日26日の計8日間にわたり、市長、副市長、教育長、会計管理者兼会計課長、病院事務長、水道部長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、議案第44号から議案第55号までの条例関連12議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号から議案第60号、議案第69号の補正予算関連6議案及び議案70号「工事請負契約について（尾鷲市役所本庁舎耐震改修工事設計業務及び耐震改修工事）」につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号から議案第66号までの決算関連の6議案のうち、議案第61号から議案第64号までの4議案につきましては、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決し、議案第60号につきましては、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決し、議案第66号につきましては、全会一致をもって可決及び認定すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上をもちまして、行政常任委員会の委員長報告とさせていただきます。よろ

しく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱中佳芳子議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次これを許可いたします。

最初に、3番、奥田尚佳議員。

3番、奥田議員。

〔3番（奥田尚佳議員）登壇〕

3番（奥田尚佳議員） 皆さん、おはようございます。

私は、議案第65号「平成30年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」、反対の立場で、討論に参加させていただきます。

今回、この病院事業会計の決算ですけれども、退職給与引当金のところがかなり、今回、内部留保資金もなくなり、資金不足ということも議論されましたけれども、それも含めて大変厳しい経営状況でございますけれども、その中、退職給与引当金の議論を審議の中でもやらせていただきましたけれども、その計上に当たって、私なりにいろいろ考えてみても、違和感を感じるということで、今回、反対討論をさせていただくわけなんです。

皆さん御存じかと思いますが、退職給与引当金というのは、退職金制度があると、退職したときに一括計上するということがありますけれども、でも、退職金というのは、過去の、過去の債務なんですよ、もう発生しているんですよ。ですので、将来の退職金の支払い義務が生じるのであれば、それまでのその過去の分については費用計上しておきましょうよと。そして、その払わないといけなない退職金については負債に上げておきましょうというようなものなんですよ、この退職給付引当金というのは。

ですので、これは、平成24年4月1日に地方公営企業法が改正された関係で、その後、地方公営企業会計基準の見直しが起こりました。それまでこの病院事業会計は、退職給付引当金を計上していなかったんですね。水道事業会計なんか、前からずっと計上しているんで問題ないんですけども、この病院事業会計が計上していなかったということが問題であって、ですので、その26年度から、き

ちっと計上しなさいよということになったんですね。

そのときに、このときも、議論を相当したんですよ。そのときに、要支給額というものです。簡単に言うと、そのときにやめる人がいた場合の、全員やめた場合の退職金の支給額、それが11億1,200万ぐらいあるということで、です。本来そこで、一括計上すべきだったんですね、一括計上すべきだったんです。それを本当、そのときも僕、結構、私のほうは強く申し上げましたけれども、ただ、一遍に費用計上されるのはちょっと見ばえもよくないというような判断があったんだと思いますけど。ただ、これは、医業費用、医業外費用、皆さん御存じのとおり、医業費用、費用においては医業費用ですね、医業外費用、特別損失とありますけど、この場合、特別損失で計上できたんですね。ですが、医業費用に入っていないので、本来ならここでやるべきだったんですよ。そのことを言っているはず、言ったんですけれども、聞いてもらえなかったということで、だから、毎年毎年この退職給付引当金の議論が起きてしまうと。非常にわかりにくいということが起こっているということが現状なんですね。

それで、その11億1,200万を当時どういう計上をしたかというのと、計上の仕方をしたかというのと、一括計上せずに、15年間にわたって均等に上げましよう。これ、本当に経過措置というか、本当イレギュラーなやり方なんですね。

その中で、退職金が、また退職者が出てくると、それをどんどん消していくというような状況があるものですから、実際に26年度の退職給付引当金ですよ、皆さんに今申し上げたい。11億以上あるんですよ、積まなあかんものが。それなのに、26年度は積まなかったんです、ゼロ。27年度は1,900万積みました。28年度は1億4,200万積みました。29年度は1億3,000万積みました。今度の平成30年度は2,800万しか積んでいないと。こういうようなでこぼこができておるわけですね。

なぜこういうことが起こるかというのと、その7,400万ずつ過去の分を積んでいくんですけど、退職金、三つに分けられると考えてほしいんですけども、済みません、ちょっと手短かに説明しますね、手短かに。

本来、26年の初めに積むべきであった11億1,200万、これを15年間で積んでいくと。ですので、7,400万ずつ積んでいくんですけど。でも、1年ごとふえていく分があるんですね。その26年の初めに在職していた方も1年たてば、また退職金ふえていきますでしょう。そやもんで、その分をまた積んでいかなあかん。それから、新しく26年度以降入ってくる人、その人もまた積ん

でいかなあかんと。だから、大きく分けると三つの、三つあるんですね。

その三つあると申しあげましたけれども、1の部分は過去の分ですので、一つのグループと。今申しあげた2、3というのは、これから発生してくる新しい部分なので、一つのグループと考えていいと思うんですけど、私は、ここで、問題になるのは、これ、この計上の仕方なんですけど、もう26年の初めに、これをもう新しい基準でやれというふうになっているのであれば、この2番、3番の26年度から新しく積んでいく部分、これはきちっと積んでいくべきなんです、本当はね。

でも、今のやり方というのは、7,400万をまず計上して、新しいものは積むんやけれども、退職者が出ると、全部だんと消してしまうんですよ。全部ですから、全然積めていないと。だから、26年度もゼロ。26年なんか、2億円ぐらいの退職金があったということですね。26年も積んでいない。27年も1,900万積みませんでした。28年、29年は1億以上積めたんですけども、今期はまた2,800万として少なかったという、でこぼこが出るんで。

私は、いろんなこれ議論があるんですけども、やっぱり積むべきところ、新しい人の分はきちっと積むべきであると。そして、例えば7,400万を超える退職者の人がおったとしても、そこを限度として取り崩して、あと残りの分は、もうその期の費用で計上するとか。だから、できるだけその退職給与引当金というのは積んでいかないといけないと思うんですよ。

だって、今、今ですね、30年度末の要支給額は、今やめたらですよ、今、職員が全員やめたら10億6,900万円、退職金が要するというんですよ。それなのに、今、3億2,000万しか積んでいないんですよ。7億、7億5,000万近く不足しているんですね。

それをきちっとした説明をしないと、やっぱりこの決算書を見たときに、これから紀北町との話もしていくという状況の中で、そののところがきちっと何らかの形で決算書処理に私は注記すべきだと思うんですが、注記もなかなかできないということなんで、決算書の中にきちっとそれを、今、本当は10億6,900万円積まないといけないんですけども、3億2,000万しか積んでいませんと。こういうことをどこかに僕は明記すべきだと思うんですね。だから、それがまず一つです。

それから、もう一つは、この決算審査で、決算審査意見書あります。その決算審査意見書の中で、29年度だったら、その15分割したやつですね、過去の。

7,400万を期首に積みました。そして、期末に5,600万積みました。だから、1億3,000万積みましたということなんですけど。

これ、今年度の、今年度の決算審査意見書ですね、これ、監査委員のです。監査委員のを見ますと、退職給付引当金は2,800万円しか積んでいませんと。それで、本来なら15分割しているんだから、決算書に、これ中期にもしていませんから、7,400万円積まないといけないとなっているんだけど、期首には7,200万しか積んでいないと。期末にさらに4,300万を減らしますよと。だから、2,800も、これも数字もちょっと合っていないんですけど、2,800万しか積んでいませんよということになっているんですけども、これもちょっとわかりにくいんですよ。

この7,400万を積むというのであれば、積むべきなんですよ。それを、当初予算でも7,200万、退職者が多いということで7,200万しか積んでいないから、こういう形にしているということなんですけど、私は、この監査、これ、委員会でも指摘しましたけれども、これ、監査の原因じゃないと思うんですよ。この今、複雑怪奇な、本当に複雑なこの退職給付引当金の計上の仕方をしているにもかかわらず、監査委員に対して、きちっとした病院側の説明がなされていないんじゃないかと思うんです。確かに病院事業会計の今、経理担当、それから総務課長、病院事務長、非常に数字に明るい方ですよ、非常に優秀な方々です。市長もそうかな、市長もこの前、算数が得意だと言われたんで、多分市長も含めて、この数字には、経理も得意だと思うんですけども、それがわかりにくい。これ、監査委員にもきちっとした情報が伝わっていない。説明できていないから、こういうふうになるんだと思うんですよ。だから、私どもも、この監査意見書を見て、議会としてもよくわからないと。我々議員としても、よくわからないんですよ、これ。何、どうなってんだろうなという。

ですから、きちっとした、できているんだと思うんですけども、外部に対して、これからも紀北町と協議していくというのであれば、わかりやすいように、わかりやすいような経理処理をして、例えば7,400万積みましたよと。それをちゃんと帳簿に上げて、ほいで、今期のそのふえる分に、言いましたよね、ふえる分、1年ごとふえていきますから。その分をきちっと計上して、計上した上で、ほいで、こうなる。そして、退職金を消すなら消す。僕は全部消すということはいかがなものかと思えますけど、そのやり方をずっと26年からやっていますからね。消すというんなら消して、予算としては7,200万でしたというこ

とをきちっと説明しないと、これはやっぱり監査が気の毒ですよ。監査がわからないということは、我々議員もわからない、市民もわからない。みんな、わかりませんよ。これ、紀北町に説明行ったら、紀北町の方もわからないと思いますね。だから、そのところを非常に、ぜひわかりやすいようにしていただきたいということを、僕は病院側に強く要望したい、要望したいというふうに思います。

それと、今回、なぜこの1億も違ってきたかということなんですけど、確かに計算上は29年も30年も、僕ちょっと掘り下げてみたんですけど、15年分割で計上していく部分ね、それ、7,400万計上しているんですよ、しているんです。ただ、新しく、さっき言った2番、3番でね、新しく計上してくる分、29年度が1億あったんですよ、1億あったんです。そして、退職していく人が、退職金払ったのが4,400万ぐらいかなあったもので、差し引きすると1億3,000万の計上しましたと。ただ、30年度は、新しく退職給付がふえる分が、去年は1億だったのに、今回は5,000万ぐらいしかないんですよ。ここにちょっとからくりがあるんですけどね。5,000万円しかなくて、だから7,400万に5,000万足して、そして、退職者が、退職金が1億ぐらいあったもので、1億引きましたと。だから2,800万しか残らなかったんですという説明なんです。でも、僕は、この退職金、全部引いてしまうということもちょっといかなものかというのをまず一つ。

それから、もう一つ、去年は1億だった、その1年間でふえる分ね、ふえていく分だったのが、なぜ5,000万なのかというと、たとえ、皆さんちょっと考えてほしいんですけども、簡単に言うと、26、27、28、4年間あります。これ10ずつ積んでいったとしますね、10、10、10、10。それが、今回5年目なんですけど、会計制度が変わって。それが本当は、実支給額が変わったとかな。変わったもので、9ずつ積みばよかったと。10ずつ積んだら、5年間で50ですよ。9ずつ積んだら、45じゃないですか。

わかります、言っている意味。

だから、過去10ずつ積んだんだから、残りあと5でいいでしょうということなんです。5を積んで、5年後、5年目を45にすると、残高。次の年、また9があるもので、この前の委員会でも担当者が言っていましたけど、次の年はふえますよというのは、次の年は54にせなあかんものですからね、9,000万積まなあかんのですよね。9積まなあかん。そういうことなんです。

だから、26、27、28、29と、計算上は1億ずつ積んでいるんですよ。

積んでいるんだけど、今回は、実質支給額が変わったもので、その分の5,000万しか計上しなかったですよと、4億5,000万でいいものですからね。4億5,000万でいいもので、5億のつもりだったんだけど、4億5,000万でよいことになったんで、5,000万しか積まなかったということなんです。僕が何でええとこ取りかということを行いましたのは、委員会のときに申し上げたのは、この1億、1億、1億、1億というのが、積んでいけばいいんですよ。積んでいけば、僕は、まあ、いかなと思うんですね、会計処理上。でも、積んでいないんですよ、実際。積んでいないじゃないですか。

だって、今回だって、本当は10億6,900万あるにもかかわらず、3億2,000万しか積んでいないんですよ、この期末だって。積み立て不足がどんどん起こっているにもかかわらず、理論上は、理論上は積んでいるつもりなんですけれども、退職金があると、どんどん引いてしまうものですから、都合よくね。これ、都合よく本当に会計処理なんですよね、本当はね。僕が都合のいいと言うのは、そういうことなんです。だから、都合のよいやり方をやっているから、余計にわからなくなっていると。担当者に聞くと、これは15年たてば、そこそこ理論的に合うんじゃないかということと言われ、それもそうかなと思うけど、私はそうでもないんじゃないかなという気もするんですけど。

と思うのと、15年待たなあかんのと。それもおかしいんですよ。さっき言ったように、会計制度はもう変わっているんですよ。だから、新しく積まなあかん分は積まなあかんと。過去の分だけは15年分割で調整しなさいよという僕は趣旨だと思うんですね、これ。この辺のところ、公認会計士協会の指針なんか見ても書いていないですけども、僕はそう思うんですね。だから、僕は、相応なこれは引当金の不足があると。実態を反映していないという意味でおかしいんじゃないかということをおかしている。

そういう意味で、それならそれで、きちっと決算書に、今7億5,000万積み立て不足が起こっていますということをどこかに明記、先ほど申し上げたようにきちっと明記して、そして、病院側も、病院側がわかっていたらいいという問題じゃないですよ、本当に、何度も申し上げますけど。皆さんがわかるような、わかるような帳簿のつけ方なり、その経理処理も含めて、ほいで、説明ですね、説明を今後していただきたいということをおっしゃって、私の反対討論を終わります。

議長（濱中佳芳子議員） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

8 番、仲明議員。

〔8 番（仲明議員）登壇〕

8 番（仲明議員） 私は、議案第 65 号「平成 30 年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」、賛成の立場から討論を行います。

地方公営企業における退職給付引当金の計上につきましては、地方公営企業会計制度の見直しにより、平成 26 年度の予算及び決算から義務化されたものであります。

この退職給付引当金は、公営企業の職員に支給する退職手当に係る事業年度の末日において繰り入れるべき引当金であって、計上すべき退職給付引当金に相当する額は、地方公営企業法施行規則の規定により、一括して地方公営企業会計制度が見直された最初の適用事業年度の特別損失とするとされておりますが、当該地方公営企業の財政状態及び経営成績を勘案し、その事業の運営上必要と考えられる場合には、15 事業年度を限度として、全公営企業職員の平均残余勤務期間内の一定事業年度数で均等に分割して、計上できるとされております。

尾鷲市病院事業会計における退職給付引当金については、地方公営企業法施行規則附則第 5 条第 1 項に基づき、平成 26 年度から令和 10 年度までの 15 年間で、均等に分割して計上しているところであります。

また、退職給付引当金の算定に当たっては、当該事業年度の末日において、同日付の退職者を除く全企業職員が、自己都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法、簡便法を採用しております。

平成 30 年度尾鷲市病院事業会計決算における退職給付引当金の計上は、平成 30 年度末における退職者を除く全企業職員の退職金を総額を計算した上で 15 年間で均等に分割した金額、また、平成 30 年度退職者を除く職員が 1 年間で在職することによって増加する退職金額、平成 30 年度退職者に係る定年退職と普通退職による退職金の差額等を積算し、適正に退職給付引当金が計上されております。

よって、議案第 65 号「平成 30 年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」は賛成するものであります。議員皆様の御賛同をよろしくをお願いいたします。

以上です。

議長（濱中佳芳子議員） 静粛にお願いいたします。

静粛にお願いいたします。

ほかにごいませんか。

12番、野田議員。

〔12番（野田拓雄議員）登壇〕

12番（野田拓雄議員） 私は、議案第65号「平成30年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」、賛成の立場から討論に参加させていただきます。

まず、反対論者のほうは、平成26年度から15年間で分割計上すべき退職給付引当額が7,413万9,000円については、平成30年決算において7,201万1,000円の計上であり、適正な退職金給与引当金が計上されていないというような判断でございますが、先ほど賛成論者の話にもありましたように、地方公営法施行規則の附則第5条においては、退職金、退職給付引当金に関する経過措置がうたわれております。

最初適用事業年度の初日において、規則第22条というものがあるんですけれども、それについては、最初適用事業年度以降15年事業年度を限度とし、同日における全企業職員の平均残余勤務期間までの期間を平均して、一定の事業年度に均等に分割して計上することができるという経過措置が明記されております。

また、尾鷲総合病院においては、第4項に退職金給付債務の計算に当たっては、原価法または簡便法が、自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職支給の総額によるほうをとっております。

当該事業年度末日において、自己都合により退職とするものと仮定し、退職手当の総額を算出する方法がとられておるわけですが、平成26年度においては、先ほど反対論者のほうが説明ありましたが、退職給付費、退職給付引当金等はゼロで計上されております。その内容については、先ほど説明がありましたように、勸奨退職者等のものがふえて、期中によってそれを処理する形をとっております。

別にこれについては問題なくされているわけで、今回においても、きちっとした年度末、事業の年度末において計算されたものが計上されております。

そのような観点から、私は、会計原則上の継続性の原則にも違反することなく、平成26年度から、この会計、退職給与引当金の制度については認められた形になっております。そういう面から、地方公営企業法施行規則附則を中心とした会計処理基準にのっとり行われていることをここに明言し、私の賛成討論にさせていただきます。

議長（濱中佳芳子議員） ほかにごいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(濱中佳芳子議員) ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第4、議案第44号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(濱中佳芳子議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第45号「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(濱中佳芳子議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第46号「尾鷲市空家等及び空地の適正管理に関する条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(濱中佳芳子議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第47号「尾鷲市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(濱中佳芳子議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 8、議案第 48 号「教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第 48 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9、議案第 49 号「尾鷲市手数料徴収条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第 49 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10、議案第 50 号「尾鷲市立幼稚園条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第 50 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 11、議案第 51 号「尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第 51 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 12、議案第 52 号「尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第53号「尾鷲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第54号「尾鷲市漁港管理条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第55号「尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第56号「令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第57号「令和元年度尾鷲市国民健康保険事業特別会

計補正予算（第1号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第58号「令和元年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第59号「令和元年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第60号「令和元年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第61号「平成30年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第61号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第22、議案第62号「平成30年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第62号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第23、議案第63号「平成30年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第63号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第24、議案第64号「平成30年度尾鷲市公共下水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第64号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第25、議案第65号「平成30年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 多 数 ）

議長（濱中佳芳子議員） 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第65号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第26、議案第66号「平成30年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決及び認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決及び認定することに決しました。

次に、日程第27、議案第69号「令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第70号「工事請負契約について（尾鷲市役所本庁舎耐震改修工事設計業務及び耐震改修工事）」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第29、陳情第1号「尾鷲幼稚園における3年保育の実施についての継続審査申し出について」を議題といたします。

行政常任委員長から、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第110条の規定により、お手元の申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

行政常任委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議

ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

議長(濱中佳芳子議員) 御異議がございますので、起立により採決いたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(濱中佳芳子議員) 起立多数。

起立多数であります。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

次に、日程第30、発議第6号「水産業の体質強化を求める意見書について」を議題といたします。

事務局長して、発議の朗読をいたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(濱中佳芳子議員) ただいま議題の発議につきまして、提出者の提案説明を求めます。

9番、小川公明議員。

[9番(小川公明議員)登壇]

9番(小川公明議員) それでは、発議第6号につきまして、意見書(案)の朗読をもって、提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

発議第6号、水産業の体質強化を求める意見書(案)でございます。

今年度から始まった水産政策の改革に伴う水産資源管理は、再生産を安定させる最低限の資質水準をベースとする方式から、最大持続生産量の概念をベースとする方式に変更になった。これを着実に実行するには、国全体としての資源管理指針を定める必要がある。その上で、適切な資源管理に取り組む漁業者は、漁獲量を削減する必要があるため、漁業経営のセーフティーネットとして漁業収入安定対策の機能強化が必要である。

また、水産政策の改革では、IUU(違法・無規制・無報告)漁業対策や水産物輸出の促進のためのトレーサビリティを推進することになっており、それには漁獲証明の法制化による流通改善や水産物の消費拡大が必要である。それで、漁業者らが安心して水産改革に取り組めるよう、下記の事項の法制化を求める。

一つ、漁業収入安定対策の機能強化を図るために必要な法整備を行うこと。

一つ、水産物のトレーサビリティを推進するために、漁獲証明にかかわる法整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものであります。

よろしく皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議長（濱中佳芳子議員） 以上で提案説明は終わりました。

これより発議に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第30、発議第6号「水産業の体質強化を求める意見書について」、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議につきましては、関係機関に意見書を提出することといたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここで、来る10月10日をもちまして御退任されます教育長、二村直司氏より御挨拶があります。

〔教育長（二村直司君）登壇〕

教育長（二村直司君） 退任に当たりまして、挨拶の機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。

10月10日、任期満了をもって教育長を退任させていただきます。

2期7年間、加藤市長、前任の岩田市長のもとで、尾鷲市の教育行政の一翼を担わせていただきました。力不足の私を支えてくださった市長を初め、副市長、また、議員の皆様方、そして、課長を初め職員の皆様に心よりお礼申し上げます。

そして、未来を担う子供たちのために大変御尽力を賜りました教職員の皆さん、また、保護者、市民の皆様にも深く感謝を申し上げたいと思います。

これからは尾鷲市の応援団として、全ては子供たちのために、そして、「元気アップおわせ」、これを合い言葉に、これまでの経験を生かし、教育研究と教育支援に邁進したいというふうに考えております。今後とも御支援、御協力のほどよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、尾鷲市、また、尾鷲市議会のますますの発展をお祈り申し上げます。私の退任の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

議長（濱中佳芳子議員） 教育長におかれましては、まことに御苦労さまでございます。ありがとうございました。

次に、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 議員の皆様におかれましては、3日の開会以来、本日まで慎重なる御審議を賜りまして、まことにありがとうございました。

本定例会には、議案第44号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を初めとする議案27件を提出させていただき、いずれも御承認を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。審議の中において皆様方からいただきましたさまざまな御指摘、御意見につきましては、今後、十分留意の上、市政運営に努めてまいりたいと存じております。

議員の皆様におかれましては、御健康にはどうか御留意いただき、ますますの御健勝と御活躍を祈念申し上げます。簡単ではございますが、本定例会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（濱中佳芳子議員） 去る9月3日開会以来、長い間まことに御苦労さまでございました。

これをもって、令和元年第3回定例会を閉会いたします。

〔閉会 午前11時44分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 濱 中 佳 芳 子

署 名 議 員 三 鬼 孝 之

署 名 議 員 内 山 將 文